

こども総合療育センターに入所される児童の保護者の方へ(家族入所用)

1 こども総合療育センターは

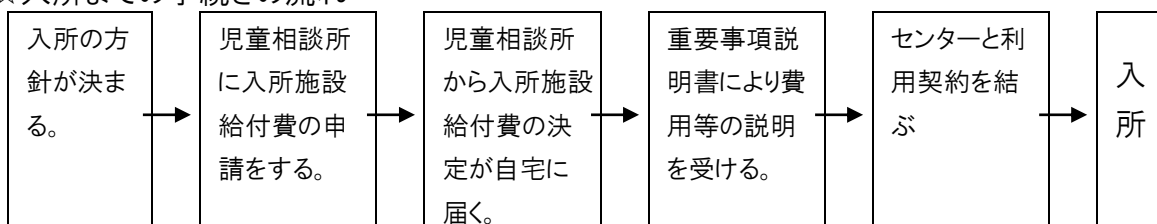
こども総合療育センターは、児童福祉法に定められた医療型障害児入所施設です。入所中は、手術やリハビリ訓練などの医療のほか、日常生活の指導・訓練や相談援助など福祉的な支援も行います。このため、入所までの手続きや入所後の費用など、一般の医療機関への入院と異なりますので御理解ください。

2 入所するには

外来受診の結果、センター入所の方針が決まったら、児童相談所から入所施設給付費の支給決定を受けていただきます。

その後、保護者とセンター(知事)が、入所に関する利用契約を結び、入所となります。

☆入所までの手続きの流れ



(1)熊本市以外の市町村にお住まいの場合

入所施設給付費の申請は、当センターを経由して行っていただきます。申請に必要な次の書類を、当センター担当者まで提出してください。

- ①申請書
- ②住民票(世帯全員分)
- ③課税証明書(世帯全員分)
合計所得が分かるもの、市町村民税、県民税の所得割・均等割が分かるもの
- ④健康保険証の写し(児童本人分)
- ⑤療育手帳、身障者手帳等の写し
- ⑥その他、市町村民税非課税の場合、減免を受けるための書類が必要です。

(2)熊本市にお住まいの場合

入所施設給付費の申請は、熊本市児童相談所(096-366-8181)で行っていただきます。

3 保護者に御負担いただく費用について

医療と福祉サービス部分の負担金及び食費を併せて、1箇月あたり0円～45,000円(こどもさんの心身の状況、入所日数、御家庭の所得などで異なります。)が必要です。このうち医療費については重度心身障害児者の医療費助成や乳幼児の医療費助成による還付が受けられます。

このほかに、保護者の食費、シーツ代などが別途かかります。

(食費 1食あたり 385円、寝具使用料 1日あたり 121円)

また、こどもさんのおむつ、衣類等、日常生活に必要なものは御家庭から御持参ください。

4 その他

(1) 手当について

現在、障害児福祉手当を受給されている場合、入所に伴い給付は受けられなくなります。

市町村役場に届出が必要です。(特別児童扶養手当は継続して受給できます。)

児童手当についても、2ヶ月を超える入所予定の場合には、事前にお住まいの市町村役場に届出が必要です。なお、入所する時には、お子様名義の預金通帳をご準備ください。

☆保護者に御負担いただく費用をはじめ、入所について重要なことは、利用契約の前に改めて、書面にて御説明いたします。

お問い合わせ先

地域療育部相談 連携調整班

電話 0964-32-1144